

貨物自動車運送事業法

1. 案内情報

- ① 手続名：
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可
- ② 手続根拠：
貨物自動車運送事業法第9条第1項
- ③ 手続対象者：
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更をしようとする者
- ④ 提出時期：
一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可申請をしようとする日
- ⑤ 提出方法：
事業計画変更認可申請書及び必要書類を添付して、当該事案を管轄する運輸支局長を経由して地方運輸局長に提出して下さい。
- ⑥ 手数料：
なし
- ⑦ 添付書類・部数：
貨物自動車運送事業法施行規則第5条第2項
- ⑧ 申請書様式：
貨物自動車運送事業法施行規則第5条第1項
- ⑨ 記載要領・記載例：
提出先となる地方運輸局貨物課又は運輸支局輸送部門にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

国土交通省自動車交通局貨物課	03-5253-8111	(内線41333)
北海道運輸局貨物課	011-290-2743	
東北運輸局貨物課	022-299-8851	(内線382)
北陸信越運輸局貨物課	025-244-7579	
関東運輸局貨物課	045-211-7248	
中部運輸局貨物課	052-952-8037	
近畿運輸局貨物課	06-6949-6447	
中国運輸局貨物課	082-228-3438	
四国運輸局貨物課	087-835-6365	
九州運輸局貨物課	092-472-2528	
沖縄総合事務局陸上交通課	098-866-0061	
- ② 受付時間：
提出先等にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：
提出先又は当該事案を管轄する運輸支局輸送部門

3. 手続情報

- ① 審査基準：
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について
- ② 標準処理期間：

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可 (運輸支局長権限に係るもの)	1～2ヶ月
(その他のもの)	1～3ヶ月
特別積合せ貨物運送に係る事業計画変更の認可 (大臣権限に係るもの)	2～4ヶ月
(地方運輸局長権限に係るもの)	1～3ヶ月
貨物自動車利用運送に係る事業計画変更の認可	1～3ヶ月
- ③ 不服申立方法
行政不服審査法の規定による